

第4号議題 理事高尾義則解任の件 回答

■回答要求対象者：

- ・理事者側

■準備書面 5P JP2ETK 堀口元嗣

2. 質問事項

〔1〕第4号議題に関係する内容ですが、社員による会計帳簿等閲覧謄写請求訴訟の結果、東京地裁の判決にて敗訴し、その後の対応を決める理事会が開催されずに会長判断で控訴されたわけですが、なぜ理事会を開かなかったのか会長に説明を求めます。尚、これについては該当議題の議決前にお願いします。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>同訴訟については、従前より私(会長)が裁判対応をおこなっており、2月の理事会でも説明をさせていただき、代理人に一任する旨で了承をいただきました。

裁判手続きにおいては仮処分や控訴といった極短期間で迅速な対応が求められるケースが少なからずおこるため、理事会が常設の機関ではないことから、その都度、臨時の理事会を開催して、理事会決議を経ることは現実的にも難しく、私(会長)に対応を一任いただくことが現実的な対応と考えます。

今般、さらに控訴期限前に、役員宛に訴訟の経緯と今後の方向性について、代理人の助言を基に丁寧な説明を記載した書面を発出しております。

この書面の説明に異論は出ず、控訴期限もあることから、訴訟への応需、控訴を行っておりますので、独断にはまったく当たらず、適正な業務執行であると言えます。

<森田会長回答>地裁判決に対する控訴は前会長が独断で行ったものであり、不適切でしたので、8月にこれを取り下げる手続を行いました。

■準備書面 7P 7K1BIB 山内 貴博

第4号議題(高尾理事解任の件)に関する質問

かつて、JARLの理事には「75歳未満」という年齢制限と「連続4期8年まで」という重任制限があったが、平成29(2017年)年9月に年齢制限は「80歳未満」に延長され、重任制限は撤廃されてしまった。高尾会長が会長に就任した翌年のことであった。

高尾会長は、来年の6月で4期8年を迎えるが、いつまで会長を務めるつもりなのか。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>当日、会長から回答いたします。

■準備書面 9P JA3HBF 田原 廣

2. 第4号議題 理事高尾義則解任の件

下記の件について理事会内での意見の相違があると聞く。森田・尾形両副会長の所感をお伺いしたい。【両副会長に質問】

(→副会長)

- (1) 理事会無視の独断的運営（法令及び、定款違反）
 - ・ 会計帳簿開示請求の拒否（裁判所の決定無視）
 - ・ 開示請求裁判への弁護士依頼（JARL 会計無駄遣い）
 - ・ 東京地裁判決で敗訴するも理事会の判断を得ずに控訴（無駄遣いと時間稼ぎ）
 - ・ ハムフェア純粋展示出展料値上げ（会員無視）
 - ・ 内部統制違反（田中理事の件について漏洩）
 - ・ 専務理事不在を放置（職務怠慢）
- (2) 非常識行為
 - ・ 出席者が割り勘で支払った理事会終了後の宴会費の領収書を事務局に持参し換金。
 - ・ 三浦電波監視センターでのビール券事件。その後は？
- (3) 政府・総務省への対応
 - ・ 内閣府のアマチュア無線制度会議に出席せず
昨年社員総会では政府からは連絡が無かったとの回答であったが、実際のところは内閣府からは関連する3法人に対して質問したが回答した1法人のみが呼ばれた事が判明。
 - ・ 体験運用マニュアルの作成遅れ
昨年11月理事会で理事提案の新委員会が発足していればマニュアルは本年3月下旬までには作成できていたはず。
- (4) 社員の支持
第5号議題において田中理事の社員総会における賛成票数を問題視しているが、第11回定時社員総会における高尾氏の支持数も田中氏と同数である。田中氏の得票数が問題であるならば高尾氏の得票数も問題であると同時に、その可決した中で社員の支持が最低の得票数である人が会長である事も問題である。

＜森田会長回答＞ご指摘のとおり、高尾前会長の組織運営には多くの問題があったと考えます。ですので、社員総会前に開催された第66回理事会において、①不適切な費用の処理があったこと（多数の私的飲食、割り勘処理されたはずの領収書での換金等）②理事会に諮る事無く独断で組織運営を進めたこと（不適切な費用の隠蔽のために独断で会計帳簿閲覧請求訴訟の対応を進めたこと等）③JARLが抱える様々な課題に対して真剣に取り組まなかったこと（ビューローの転送遅延、財政改善等）を理由として、賛成14名、保留1名で、高尾前会長の会長からの解職決議が成立しました。

■準備書面 13P JJ1WTL 本林 良太

C. 『高尾理事解任』について

【C.1】以下も申し添える [意見]

①組織運営上の問題

- a. QSL ビューローを勝手に表彰（表彰規程違反）.
- b. 独断・独裁
 - 会員期間延長で計¥20Mの収入減（損失）
 - 親善大使制度・総務省への要望ほかにみる、理事会の無視
 - 社員 JA1MUY（会長の有報酬化を訴求）に委任状 41 通を集中させ、結果、理事候補者 5 名が非選任に
 - 感情的な理由をもとに、社員 35 名に、JR3QHQ の解任を提案させる
 - KANHAM への助成金の急遽取りやめ
- c. 以下の帳簿開示の結果について、謝罪・反省なし
 - 計 160 万円/年・2～3 日に日に 1 回の、“打合せ”（年会費 222 名分に相当）
 - 計 250 万円/年の旅費（水戸ごときでも一泊）（年会費 347 名分に相当）
- d. JA1AN の訃報の展開おくれ
副会長 JG2GFX からの情報・hamlife.jp の情報の情報のほうが早かった.
- e. 非選任されるような推薦理事を称え提案（JE1KAB；社員（会員）の意向を理解できず）

②アマチュアとしてのスキル不足

- a. 3月の制度改正結果の内容について、自らの口で説明できていない.
- b. 第一級アマチュア無線技士を取得しようとしなない。
〈組織内/外での対話上、知識は不可欠.〉
- c. 「モールス符号をユネスコの無形文化遺産へ」と唱えつつも、電信を運用しない.

③一般的常識の不足

第12回社員総会 第4号議題

- a. 国家公務員への贈賄未遂
三浦電波監視センターに、ビール券を残置
 - b. 「著作権の問題があるから、録画・録音禁止」
〔東京都支部大会ご講演〕
→著作権の問題があるスライドなら、そもそも講演で使用不可。
 - c. 英語力が中学生未満
〈“アマチュアは国際的でなければならない”〉
41th The Expedition Day!
誤) 41th
正) 41st
〔<http://www.out-door.jp/p-day-info.html>
ほか CQ 誌でも、計 3 号において同様〕
 - d. 統計の読解力不足
〔東京都支部大会ご講演〕
誤) が廃局
正) の減少
「開設」と「廃止」との「差分」の値。
cf. 2022 の値：
・ 開設 22,963 局
・ 廃止 30,855 局
ただしコールサインの変更も含む。
- ④道義上の問題
- 〈「進んで公平性に配慮する・こういう行為をしない」ことを期待〉
- a. 選挙期間中に、CQ 誌に自身のカラー記事 4 ページの掲載
 - b. 自身の出向いた 8J1JOTA のみ JARL NEWS で広報；
8J2JOTA・8J3JOTA には触れず
 - c. 選挙直前に、冊子版 JARL NEWS を、自身名義で郵送配布（冊子版非契約の会員あて）
 - d. JA1LVB の推薦理事化の撤回；
および、それに関する社員総会での虚偽答弁
 - e. 自腹にみせかけての、連盟からの支出
（例：お祝金、飲食物の差し入れ）
 - f. 自身のインターネットでの情報発信における誇張
 - i. 第 27 回移動運用セミナーへの、連盟の「共催」
→実際は理事会での決議を経ていない。

第12回社員総会 第4号議題

会員増強組織強化委員会としての（自作自演での、名義の使用上正しくない）共催。

- ii. 「諸規定の見直しを行い、今の時代に合った内容に整備しました。」
→理事会での審議なし（決議がなければ改正不可）。

実際は、簡単な箇所の事務局との打合せのみ。

⑤ 品格の問題

- a. 「JARL=ジャンケン アマチュア無線連盟」化

〈「海外からの賓客を差し置いてジャンケン大会」ではなく、

膝詰めで、山積の諸課題についてお互い話し合っていたいただきたい。〉

【C.2】 #65 理事会における、会長解職議案の上程経緯の説明を

第65回理事会における第12号議案「高尾義則理事を会長（代表理事）から解職する件」が上程に至った経緯について、説明をお願いしたい。

【C.3】 以下を始めとする二重取り*について、本人としては連盟への返金の意思はあるか？

*：参加者間で割り勘にしたにもかかわらず、領収書を得、全額を連盟に請求（詐欺）。

計 74,309 円

割り勘が確認できている額（税込，以下同）

計 152,046 円

それらが含まれ、一括で精算されている額

（→理事者側）

＜高尾前会長予定原稿＞当日、会長が回答します。

＜森田会長回答＞ご指摘のとおり、高尾前会長の組織運営には多くの問題があったと考えます。

■ 準備書面 43P JI1RKA 板橋 直樹

5:第4号議案 JG1KTC 高尾義則代表理事解任決議案について

5-1:執行部の基本姿勢について

当連盟の執行部の基本姿勢を今一度確認したい。

第12回社員総会 第4号議題

- ・全国理事の役割分担はどうなっているのか、分担されていない場合の対策について
- ・「会員ファーストの会」と「正常化プロジェクト」の対立についての所感、対話の努力をしているか
- ・執行部と社員の対話の場が年1度の社員総会しかなく、それ以外の「懇談の場」を用意すべきだと考えるが、その必要性を認識しているか
執行部の見解如何。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>「JARL 会員ファーストの会」は活動しておりません。

<森田会長回答>ご指摘のとおり、高尾前会長の組織運営には多くの問題があったと考えます。

5-2:「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」について

当該総務省の会議について、当連盟を代表して高尾会長が出席していたが、詳細な議事録が一切公開されていない。

別途行政開示請求を行い、全ての回の速記録を入手したが、意見表明や議論の部分全てや、一部発言者と言った重要な部分が全て黒塗りになっており、会長がどのような発言をしたか全く見えない。

当連盟を代表して出席したのは明白であるが、我が国を代表するアマチュア無線家の組織としてアドバイザーボード内でどのような動きを行ったのか、会長が担った役割の明確な説明を要求する。

併せて、重要な部分の黒塗りについて、会長から該当部分を黒塗りにする様、何らかの働き掛けを行ったのか確認したい。

執行部の見解如何。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード速記録に関する情報開示請求については総務省から照会がありましたので、そもそも同アドバイザーボードで速記録の存在について事務局からの存在について知らせておらず、また内容の確認なども行っていないことなどから速記録の公開については反対の意見書を提出させていただきました。

5-3:会長による政治献金とその効果について

2022年度分の会計帳簿開示請求にて入手した帳簿より

- ・ JA1LXG 小淵優子衆議院議員の政治資金団体(未来産業研究会)
- ・ JI4SAR 江島潔参議院議員の政治資金パーティ
- ・ 7K1KJK 泉田裕彦衆議院議員の同パーティ
- ・ 小淵・江島・泉田各氏の所属する各派閥(小淵:平成研究会/江島:清和政策研究会/泉田:志帥会)のパーティ

に対して各々献金しているが、

- ・ 何故連盟の財産から拠出するのか、拠出するなら会長のポケットマネーで拠出すべきではないか
 - ・ 上記議員や政治資金団体に対し、政治献金を行う事による連盟やアマチュア無線界全体の効果やメリットは何か、また成果を出せているか
- 上記、回答を求める。

執行部の見解如何。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>JARLとして、アマチュア無線について理解のある政治家の方々との交流により、豊富な経験に基づくアドバイスなどを頂戴しています。

5-4:JI4SAR 江島潔参議院議員再選記念の胡蝶蘭送付を連盟会計から賄った件について

同じく、2022年度分の会計帳簿開示請求にて入手した帳簿より、同年執行分の参議院選挙にて、山口県選挙区で再選した江島潔参議院議員の元へ胡蝶蘭を送付している。

送った肩書が「JARL 会長」として送ったならまだ分かるが、個人名で送った場合、本来あってはならない「私的流用」に該当するのではないか。

一方で、「JARL 会長」として送ったのであれば、寧ろ「アマチュア無線を愛する議員」である江島氏とどの様な連携をしたのか、もっとアピールすべきである。しかし、その連携が表に出て来ず、「ただ記念撮影をして終わりなのではないか」と疑いを持たれてしまう事を認識しているか。

もし誤解を与えてしまう様な振る舞いをしている認識があるなら、積極的に「議員に対しどの様な活動を行ったのか」等の情報を会員に対し示すべきである。執行部の見解如何。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>再選の祝いは連盟よりお送りしております。アマチュア無線について理解のある政治家の方々との交流については、JARL NEWS や JARL Web など皆様にお伝えしています。

5-5:各種規約書類に於ける理事会の審議について

当連盟の各種規約書類について、その年月の直前の理事会で各種規約書類の改訂が議案として審議されていたか精査すべきである。

仮に正当な手続きを経て規定等の改訂が行われるならば問題ないが、元理事の方から、「過去の理事会で規約書類の審議で疑わしい点を指摘した経験が有る」とのメッセージも頂いており、些細な事でも確認が必要であると考えます。

今手元にある書類では、昨年 4 月が最終更新年月となっているが、その際の審議過程を詳らかにされたい。

執行部の見解如何。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>改正が必要な規定類は、その施行日と併せ理事会で審議され、理事会の議事録で公表されております。社員の皆様には今年 4 月に改正となった規定類を送付しております。

5-6:第 63 回理事会に上程された各種専門委員会提案の否認について

第 63 回理事会で各種専門委員会の設置を否認した理事にお尋ねする。

既設の専門委員会で済むとした案件もあるが、各種専門委員委員の選出基準が曖昧であり、委員会メンバーの実績を見ると心許ないと思われる方が居る、と言う指摘が元社員の方から挙がっている。

所謂「会長の意に反する者」を支部役員、地方本部役員、専門委員に採用しないのであれば、その事を定款及び規則ではっきりと明言すべきである。

当該理事の見解如何。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>各委員会の委員長及び委員の方々は、その見識と経験により選ばれ、各委員会の検討課題について真摯に取り組んでいらっしゃいます。

<森田会長回答>令和 5 年 7 月開催の第 68 回理事会で、「体験運用推進・ニュ

「一カマー支援委員会」、「QSL問題対策委員会」、「100周年記念事業ワーキンググループ」の設置を決議しました。今後も、必要に応じ、委員会の設置を検討して参ります。また、委員の中には、何年も務めて頂いている方もいらっしゃいますが、負担を公平にするために新しい方に入っていただくことは必要と考えています。

■準備書面 93P JH2DFJ 岩田泰典

3.「第4号議題 理事高尾義則解任の件」について

【本件 解任賛成の立場から以下の事項に対し、両副会長に対し質問を求める】

森田、尾形両副会長の考え方を明らかにされたい。

(→副会長)

(1) 理事会無視の独断的運営(法令及び、定款違反)の在り方

- ① 会計帳簿開示請求の拒否(裁判所の決定無視)した事実責任
- ② 開示請求裁判への弁護士依頼(JARL 会計無断支出)責任
- ③ 東京地裁判決で敗訴するも独断で控訴(無駄な時間稼ぎ)した責任
- ④ 会員の意見を聞かずハムフェア出展料値上げした実行委員会への責任
- ⑤ 専務理事不在を放置し事務局の独占的運営の在り方

(2) 非常識的行為につて

- ① 理事会終了後の宴会費を各理事が割り勘で支払い、その後、会長名での領収書にて事務局に一括請求という二重取り請求している不正事実。
- ② また、会長の各地方行事参加後の懇親会費も同様の事例が発生していることに関する事への認識はあるのか。

<尾形副会長回答>過去に、社員の一部が閲覧謄写した会計帳簿等をインターネット上で不特定多数の第三者に広く公開することによって当連盟の運営に支障を生じさせており、今回の訴訟については、従前より高尾会長が裁判対応をおこない、2月の理事会でも説明がなされ、代理人に一任する旨で了承されています。列挙していることは、解任理由にあたらなないと考えます。

<森田会長回答>ご指摘のとおり、高尾前会長の組織運営には多くの問題があったと考えます。ですので、社員総会前に開催された第66回理事会において、①不適切な費用の処理があったこと(多数の私的飲食、割り勘処理されたはずの領収書での換金等)②理事会に諮る事無く独断で組織運営を進めたこと(不適切な費

用の隠蔽のために独断で会計帳簿閲覧請求訴訟の対応を進めたこと等) ③JARLが抱える様々な課題に対して真剣に取り組まなかったこと(ビューローの転送遅延、財政改善等)を理由として、賛成14名、保留1名で、高尾前会長の会長からの解職決議が成立しました。

■準備書面 97P JL8LGW 船水 明

3. 第4号議題 理事 高尾義則解任の件 について質問

私は理事の解任については慎重な判断が必要と考えています。多くの会員により理事候補者に選出され社員総会にて選任されているためです。

しかし、議案を読み進めていくと「主旨」、「理由」、「証拠」のいずれもが解任の提案に納得するに値する内容でした。このような議案がだされたことを真摯に受け止め、人の話をしっかり聞くところから取り組んで頂きたい。地方に出向いて会員の声を聞くと言われていた記憶がありますが最近の各地でのご様子からは「聞く耳持たず」のようにしか見えません。

9月の北海道ハムフェアでは会員の声を対して多少都合の悪いことでも質問に答えて頂けますか。会長お答えください。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>当日、会長が回答します。

■準備書面 101P JI1XKH 増田 浩

第4号議題 理事高尾義則解任の件

第65回理事会報告の第12号議題に、理事7名から高尾理事を会長から解職の上程があり、審議の結果賛成7、反対8で否決されたと記載があります。理事会内の詳細は知る由もありませんが、理事会でも解職が上程される人物であり、社員提案でも上がるのは、理事として問題があると感じます。上記理事会議題を上程された理事の方に、上程の趣旨を改めてご説明を頂くとともに、社員提案権行使書に記載された内容については、高尾氏ご本人に弁明いただく機会を議案採決の前に設定いただきたい。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>当日、会長が回答します

■準備書面 153P JK1FNL 小林 直行

■質問【第4号議案 理事高尾義則解任の件】

コロナ禍で会長が全国に出張することが難しくなった2021年度以降は、それまでに比べ管理費のうち、旅費交通費が200～300万円ほど減っている。

全国に出張し、飲食を伴った会合が必須であるとして、会長業務を遂行していたとのことであるが、出張できなくなり、さぞかし業務に支障をきたすことになったと推測する。どのような不都合があったか、具体的な説明を求む。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿> 当日、会長が回答をいたします。

■質問【第4号議案 理事高尾義則解任の件】

本年度は、コロナ過の影響が減少すると予想される。JARL会長は、2020年以前のように、全国に出張し、飲食を伴った会合を頻繁に行うことを予定しているのか。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿> 当日、会長が回答をいたします。

■質問【第4号議案 理事高尾義則解任の件】

会長は、「JARL 会員ファースト」を表明して活動しているが、JARL の目的は、定款第2章第3条に「目的および事業」によると「本連盟は、日本におけるアマチュア無線の健全なる発達を図ることをもって、内外の電波利用による科学技術の振興、災害の防止と被災者の支援及び国際相互理解の促進に寄与し、併せてアマチュア無線家相互の友好を増進することを目的とする」と定められている。

すなわち、本連盟は、アマチュア無線全体のために存在しているのであり、「JARL 会員の利益」のために存在しているのではない。会長は、JARL 定款に反して「JARL 会員ファースト」を表明していると考えるが「JARL 会員ファースト」の方針を改める考えはあるか。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿> 当日、会長が回答をいたします。

■意見【第4号議案 理事高尾義則解任の件】

定款の定めによると本連盟の目的は「アマチュア無線全体」を考える高邁なものである。「JARL 会員ファースト」を表明する意識の低さは、JARL 会長の任にはふさわしく

ないと考える。

■質問【第4号議案 理事高尾義則解任の件】

別記、【事業報告 4 会員の増強と会員事業の推進 (4) 広報活動】に関する質問にあるように、JARL の著作物を、あたかも自団体の著作物であるかのように扱う、著作権の意識に欠ける非常識な活動を行っている「JARL 会員ファーストの会」団体のメンバーに、JARL 会長が名を連ねているが、この点を JARL 会長はどのように考えるか。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿> 当日、会長が回答をいたします。